

平成 28 年第 2 回定例会

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 27 号 平成 28 年度月形町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 28 号 平成 28 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 29 号 平成 28 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 30 号 平成 28 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 31 号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 34 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 同意案第 1 号 固定資産評価員の選任について
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度月形町一般会計補正予算第 7 号）
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 27 年度月形町一般会計）
- 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 会議案第 2 号 議員派遣について

○ **議長 堀 広一** ただ今の出席議員は 10 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

7 日に引き続き会議を再開いたします。 (午前 10 時 00 分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前 10 時 00 分開議)

議事日程第 2 号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ **日程 1 番 会議録署名議員の指名**

○ **議長 堀 広一** 日程 1 番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 127 条の規定により議長において

官 下 裕美子 議員

平成 28 年第 2 回定例会

出 村 隆 議員

の両議員を指名いたします。

◎ 日程 2 番 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度月形町一般会計補正予算第 7 号)

○ 議長 堀 広一 日程 2 番 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 27 年度月形町一般会計補正予算第 7 号) を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の専決処分については、年度末を迎えてのものであり、予算を最終的に整理するもので、例年おこなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2 歳入です。6 款 地方消費税交付金 1 項 地方消費税交付金 1 目 地方消費税交付金 2,623 万円の補正増について、1 節の内容のとおりです。額の確定に伴う補正増です。9 款 地方交付税 1 項 地方交付税 1 目 地方交付税 1 億 4,935 万円の補正増について、1 節、2 節の内容のとおりです。交付税の決定に伴う補正増です。14 款 道支出金 2 項 道補助金 4 目 農林水産業費道補助金 1,644 万 3,000 円の補正減について、1 節の内容のとおりです。事業が補助採択にならなかったということでの補正減です。

3 歳出です。2 款 総務費 1 項 総務管理費 8 目 財産管理費 1 億 5,000 万円の補正増について、2 5 節の内容のとおりです。平成 27 年度繰越金が 2 億 9,600 万円ほど発生する見込みですので、このうち 1 億円を財政調整基金、5,000 万円を公有財産整備基金へ積立てさせていただき、更に公債費を 3,500 万円ほど繰上償還させていただき、最終的に平成 28 年度への繰越金が昨年度同等 8,900 万円程度となると見込んでおります。

6 款 農林水産業費 1 項 農業費 2 目 農業振興費 1,644 万 3,000 円の補正減について、1 9 節の内容のとおりです。歳入と同額を補正減とするものです。8 款 土木費 2 項 道路橋梁費 4 目 除雪対策費 5 2 1 万 1,000 円の補正減について、1 3 節の内容のとおりです。2 つの業務委託料の事業確定に伴う補正減です。12 款 公債費 1 項 公債費 2 目 利子 1 1 万 4,000 円の補正増について、2 3 節の内容のとおりです。繰上償還に係る元金利子分の補正増です。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

平成 28 年第 2 回定例会

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 何点か詳しい説明を聞きたいので、説明願います。
113 ページ、歳入、地方交付税についてですが、117 ページ、説明欄、基金積立金、繰上償還について先ほど説明が一部ありましたが、今回、3 月定例以降年度末までの間に地方交付税が 1 億 5,000 万円程度増えた理由を少し説明していただきたい。例年、これほど最後で基金積み増しになるようなことがなかったなので、その説明をお願いします。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 交付税ですが、普通交付税については、7 月末ぐらいに確定されます。その後、各年で若干違うのですが、12 月に追加になることもあります。また、特別交付税については、12 月、3 月、最終的には 3 月で決定されます。当然、予算は少なくみていますので、財源の留保として抑えておくというのが一般的です。例年ですが、本年度については、1 億 4,935 万円、平成 26 年度については、4,168 万 3,000 円、平成 25 年度については、平成 26 年の 6 月議会で 1 億 5,126 万 7,000 円、また、平成 24 年度については、平成 25 年 6 月議会で 6,250 万 5,000 円、平成 23 年度については、平成 24 年 6 月議会で 8,422 万円、平成 22 年度については、平成 23 年 6 月議会で 1 億 8,601 万 5,000 円程度を歳入で見込んで補正させていただいていますので、今回、特殊に出てきたものではありません。歳出や冒頭で申し上げたように、最終的に整理する中で保留財源として補正させていただく手法でやっていますので、ご理解賜りたいと思います。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の説明で、流れとしては理解したのですが、これまで基金積立に至るほど余剰がなく、一般的に繰越金である程度処分しているのに、今回、基金積立も可能でしたし、長期債務償還金にも充てられたということですが、町として何か方針があったのか、そこをもう一度、お願いします。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 基金積立については、平成 19 年度の交付税が一番少なくて 1 億 9,000 万円ほどで、この時、基金から 4,000 万円を繰入れして一般会計へ使用したということがあります。平成 20 年度から平成 27 年度までですが、平成 22 年度が一番多くて 1 億 8,000 万円程度を財政調整基金、減債基金、地域福祉基金等々に消費したことがあります。平成 23 年度、1 億円、平成 24 年度、5,000 万円、平成 25 年度、同じく財政調整基金へ 5,000 万円、公有財産整備資金へ 1 億円ということで、まず、考え方としては、やはり、財政調整基金へ積むのが一番いいだろうということで、1 億円ということです。それと、公有財産整備基金については、昨年から公共

平成 28 年第 2 回定例会

施設の維持管理費として壁を塗る、屋根を塗るなど維持補修のために使うということで、公有財産整備基金から下ろして使うということで、やらせていただいています。平成 27 年度については、8,608 万 3,000 円下ろす予定が使わずに済んだということで、逆に 1 億 5,000 万円積立てできたということです。考え方としては、財政調整基金、公有財産整備基金を下ろして使うのですが、昨年は、下ろさないで済んだ、しかしながら、平成 28 年度では 1 億 2,500 万円ほど見込んでいますから、やはり、公有財産整備基金へ積んだ方がいいということで、やらせていただいたということです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今の説明で、町の考え方は分かりました。それで、基本的に年度末にこれだけ大きく額の確定などがあるということは、十分に理解できるし、先ほどの公有財産関係の基金取り崩し見込みなどについても理解しますけれども、単年度決算の中で予算を立てるとき、年度で基本的に賄われるように予算を組みながら進んでいくわけですが、平成 27 年度予算を立てる時は、当初、新規事業を入れるために要望がたくさんあって、当初予算より 6 億円も多い予算規模になってしまったから、新規事業を削って 2 億円プラスで抑えて、それを財政調整基金などから借り入れすることにより予算を立てたという説明があって、3 月補正時は財政調整基金などを取り崩さずに済んだということで、最終的にはこのようなかたちでまた積み増しができるということは、最初の予算時にももちろん不足の事態が起きないように少し多く見積りすることも十分理解できるのですが、そのあたりで、新規の事業ができなくなって、お金がどんどん積まれることは一見よさそうに見えるけれども、現実の町政運営でもし事業ができていないのであれば、そこは少しやり方を考える必要があるのではないかと感じているのですが、そこはどのように考えているのでしょうか。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 財政運営をする時に一番大切なことは、やはり、赤字経営をしないことであると思います。年度当初における計画で、工事金額等については、入札をやりますので、そういう意味ではいわゆる計画事業費より安く済むことは、入札をやった結果として出てくると思います。毎年、説明のたびに副町長は、留保財源として地方交付税でこれだけ残していますという説明をしています。そして、進んでいく中で、新たな事業として突発的にやることもあるわけですから、そういう意味のものを 100%ではないかたちで残しておかない限り、行政として 1 年間を乗り越えていくということでは、必要な財源としておいていると私たちは考えているということです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

平成 28 年第 2 回定例会

- 議員 宮下 裕美子 今の答弁ですと、私が聞きたかったこととは違っていたのですが、これについては、平成 27 年度の最終的なものですし、決算委員会もありますので、その時にきちんと考えてみます。もう 1 点、119 ページ、担い手確保・経営強化支援事業、歳入としては、115 ページ、担い手確保・経営強化支援事業補助金ですが、先ほどの説明で事業が採択されなかったということだったので、この中身をもう少し詳細に教えていただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 この事業については、TPP 関連政策ということで急きょ国から出されてきた事業でございます。この事業は、JA を通して希望者を取りまとめたところで、結果として 2 法人、1 個人から事業申請があり、早速、国へ申請したところですが、採択にならなかったということで、今回、事業を断念せざるを得なくなったわけでございます。この採択基準ですが、それぞれポイント制ということで、4 項目の基準があつてその基準に照らして加点されていくということで、最終的に当該地区の合計配分ポイントとして 10 点満点中、7.5 点が付けられたということで、最終的に採択になったポイントは 10 点満点中、8.5 点以上の地区について採択になったということで、残念ながら 1 ポイント足りなかったということで、事業採択にならなかったということでございます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今の説明で、全体的な流れは理解しました。それで、先ほど言われた 2 法人、1 個人の対象者は、一括で採択にならなかったのか。この事業に補助が出ないことで何か支障があるのか。事業が行われた後の補助金なのか、やる前の対象のものでできるのか、もう少し説明していただきたいと思います。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 地区として採択になるか、ならないかという要件でしたので、個人ごとのポイントではなく地域として担い手への農地集積率あるいは農地集積割合の増加率、地域の新規就農者の確保、地区の状況が判断基準で、個人それぞれに点数が付けられたのではなく、地区全体として 1 点足りなかったということです。それから、事業採択になってから動き出す事業ですので、事業は着手していないということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたし

平成 28 年第 2 回定例会

ます。

お諮りいたします。承認第 3 号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程 3 番 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定）

- 議長 堀 広一 日程 3 番 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の改正の主な要旨を申し上げますと、専決処分した条例は、平成 28 年 3 月 31 日法律第 13 号をもって公布された地方税法等の一部を改正する法律による関係部分のうち、平成 28 年 4 月 1 日施行分に伴う条例の改正です。改正内容として、第 1 条は、月形町税条例の一部改正で、第 56 条及び第 59 条は、固定資産税の非課税の範囲を定める法律改正に合わせて改めるものです。附則第 10 条の 2 は、平成 24 年度の税制改正により地方税の特例措置として国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組み地域決定型地方税制特例措置が導入されました。今回の改正においては、対象となる施設設備を拡大するもので、改正案には月形町に設置される可能性がある太陽光発電設備のみを想定し、法附則第 15 条第 33 項第 1 号の文言を追加するものです。法附則第 15 条第 33 項第 1 号は、割合については、既存の規定、国と同様に参酌の規定による割合は 3 分の 2 とするものです。附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号は、省エネ改修工事において固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものは、施行令第 12 条第 36 項に規定する補助金を差し引くことを文言追加する改正です。134 ページ、第 2 条は、月形町税条例の一部を改正する条例の一部改正で、改正附則第 6 条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分、同じく第 12 項の表第 7 項及び第 14 項の表、第 7 項の表以外の部分は、読み替え規定の文言修正です。附則として、第 1 条は、施行日を定めたもので、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 条第 1 項は、平成 27 年度までの固定資産税は従前とし、平成 28 年度以降の固定資産税から適用、第 2 項は、平成 28 年 4 月 1 日以後の取得について対象とし、平成 29 年度固定資産

平成 28 年第 2 回定例会

税から適用とするものです。第 3 項は、先ほど説明した附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号で、補助金を受けようとするものは、補助金受領額を記載して、申請した熱損失防止改修住宅の固定資産税は、平成 29 年度から適用するものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。承認第 4 号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程 4 番 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定）

- 議長 堀 広一 日程 4 番 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（月形町特定教育・保育施設等の利用者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明

今回の改正の主な要旨を申し上げますと、専決処分した条例は、平成 28 年 3 月 31 日政令第 213 号をもって公布された子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、認定子ども園等の利用者負担金について低所得世帯に限り足し計算の算定対象年齢制限が撤廃され、足し世帯の負担軽減等の拡充が図られることになり、この政令の施行日が本年 4 月 1 日となったことから、専決処分させていただいたものです。改正の内容として、第 2 条に保育の必要量の変更に伴い利用者負担金の変更が必要となった場合、その利用者負担金区分の変更時期について月の初日以外の場合は、翌月からとするという規定を第 5 項として加えるものです。次に第 1 表及び第 2 表を改めるもので、第 1 表は、法第 19 条第 1 項第 1 号による満 3 歳以上の小学校就学前の子どもの利用者負担金を規定している表ですが、第 3 A 階層、市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の母子世帯等の利用者負担金を半額とするもので、備考第 1 項は、改正ありませんが、第 2 項は、全部改正し、市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の低所得世帯について従来満 3 歳から小学校 3 年生までだっ

平成 28 年第 2 回定例会

た足し軽減の算定年齢を撤廃し、2人目の小学校就学前児童が半額、3人目以降が無料としております。第3項は、母子世帯等の負担軽減の拡充を図るため第2項イ及びウの適用について第2項を読み替えて第2子以降を0円とする規定を加えるもので、第4項についても市町村民税所得課税額77,101円以上の世帯においては、現行のとおり小学校3年生までの足し軽減算定年齢を適用する旨の規定を加えるものです。141ページ、別表第2の法第19条第1項第2号満3歳以上小学校就学前保育に欠ける子ども及び第3号の満3歳未満保育に欠ける子どもの利用者負担金を規定している表ですが、母子世帯等の軽減拡充を図るため市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯の利用者負担金を半額とし、また税額による階層区分について従来前年度分の市町村民税額により区分していたものを、前年度分と当該年度分とするもので、備考第1項、第2項は、改正ありませんが、第3項を全部改正し、階層区分を増やし、第4A階層までの市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯にかかる足し軽減の年齢制限撤廃により2人目が半額、3人目以降が無料としております。第4項は、母子世帯等の負担軽減の拡充を図るため第3項イ及びウの適用について第3項中57,700円を71,101円と読み替え、また、更に文書を読み替えて第2子以降を0円とする規定を加えるものです。第5項についても市町村民税所得課税額57,700円以上の世帯において現行のとおり小学校就学前までの足し軽減算定年齢を適用する旨の規定を加えるものです。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。承認第5号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- ◎ 日程5番 議案第27号 平成28年度月形町一般会計補正予算（第1号）
- 議長 堀 広一 日程5番 議案第27号 平成28年度月形町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

平成 28 年第 2 回定例会

補足説明

2 歳入です。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金863万1,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。臨時福祉給付金関連2事業の事業費と事務費に対する補助金です。16款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金1,800万円の補正増について、1節の内容のとおりです。ふるさと納税寄附金について当初200万円を見込んでいましたが、本年度より「ふるさとチョイス」というインターネット系サイトに掲載したところ、6月補正予算締め切り時の頃ですが、5月13日時点で584件、655万3,000円、6月6日時点で894件、1,049万3,000円となっているところです。このことから今回1,800万円の補正増としたところです。19款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入70万1,000円の補正増について、1節の内容のとおりです。説明欄、定住化促進住宅補助金返還金ですが、平成24年度に町の補助金を受けた方が5年以上居住することができず、本年4月に町外へ転出したため町が補助した70万円を返還されたものです。

3 歳出です。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費50万円の補正増について、26節の内容のとおりです。本年4月14日に発生した熊本地震に対しての見舞金を補正させていただいたものです。3目 企画費954万9,000円の補正増について、8節から13節の内容のとおりです。先ほど申し上げたふるさと納税寄附金の増に伴う経費を補正増とするものです。6目 財政管理費391万円の補正減について、13節から18節の内容のとおりです。公会計の対応について当初導入を予定していたソフトウェアよりその後に出された他社のソフトの方が安価となることが判明したため、補正減とさせていただいたものです。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費863万2,000円の補正増について、3節から19節の内容のとおりです。予算計上した2つの給付金給付事業については、平成28年度事業で国の予算成立が遅かったため、今回補正予算として計上しております。上段の臨時福祉給付金給付事業は、町民税が課税されていない低所得者に対して消費税引き上げによる影響を緩和するため1人につき3,000円を支給する事業です。今回、事務経費分211万9,000円と1,050人分の給付金を予算計上しております。また、下段の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金給付事業は、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者を支援し、平成28年度前半の個人消費の下支えを図る観点から平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち障害者年金または遺族基礎年金を受給しているもの1人につき30,000円を支給する事業です。今回、事務経費分36万3,000円と100人分の給付金を計上しております。8款 土木費 2項 道路

平成 28 年第 2 回定例会

橋梁費 1 目 道路維持費 39 万 1,000 円の補正増について、18 節の内容のとおりです。草刈り作業時などに使用する携帯用無線機 3 台分を補正増とするものです。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 21 ページ、一般管理費、説明欄、熊本地震災害見舞金 50 万円計上していますが、寄附先は日赤などでやると思いますが、その点。もう一つ、東日本大震災時にはかなりの額を寄附されたと思いますが、今回の 50 万円の根拠が分かっているならば、お伺いしたいと思えます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 寄附先は日赤と考えております。50 万円の根拠については、北海道町村会は 1,000 万円を熊本県に寄附するという事です。空知管内全市町は分かりませんが、美唄市は新聞に載っており 50 万円ということ。その他、砂川市・赤平市・滝川市は 100 万円ということ。南空知では由仁町は物資として水と缶詰（パン）ということで金額にすると 44 万円ほどと聞いておりますが、送料が 66 万円なにがしで 101 万円程度であると聞いております。その他、長沼町・栗山町は 50 万円、南幌町は熊本県多良木町と姉妹提携しているということでそこへ 50 万円ということ。中空知でも 50 万円が多く、本町についても 50 万円程度が相当であるということ。今回提案させていただきましたので、ご理解賜りたいと思えます。
- 議長 堀 広一 大釜 登君
- 議員 大釜 登 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 笹木英二君
- 議員 笹木 英二 1 点だけ、先ほど副町長から説明があった 19 ページ、説明欄、定住化促進住宅補助金返還金 70 万円ということで、今まで例がないと思えますが、どうしてこのようなことになったのか、説明願いたいと思えます。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 定住化促進住宅補助金返還金ということで、あまり例のないケースでございます。これについては、5 年間購入住宅に住んでいただくことを要件としており、先ほど副町長から申し上げました通り、購入後 3 年しか経過していなかったため返還が発生したということで、中古住宅購入で 30 万円助成いたしました。それから、外構工事（オプション）40 万円、

平成 28 年第 2 回定例会

合わせて 70 万円、更に宅内のリフォーム 50 万円助成しております。この方については、120 万円交付したのですが、宅内のリフォーム分については返還の対象とならないので、返還を求めておりません。ただ、先ほど申し上げました要件の 5 年を満たさなかったということで、中古住宅購入 30 万円と外構工事（オプション）40 万円、合わせて 70 万円を返還いただきました。この方については、子どもの関係で札幌へ転出しなければならないという家庭の事情があって引っ越しされたということでございます。なお、この住宅については、購入する方がいますので、これも中古住宅ということで、後の方に 30 万円を交付する仕組みとなっております。

- 議長 堀 広一 笹木英二君
- 議員 笹木 英二 内容は分かりましたが、70 万円返還についてトラブル的なものはなかったのか。すんなり返還して下さったのか、そこはどうですか。
- 議長 堀 広一 産業課長
- 産業課長 古谷 秀樹 本人は 120 万円返還しなければならないと踏んでいたようで、むしろ有り難いということで、すぐにお支払いいただいたところでございます。
- 議長 堀 広一 笹木英二君
- 議員 笹木 英二 5 年間の縛りが適正なものなのか、代わりに引き継いで新しい方が入居してくれたことについては、どうですか。返還してもらわなければならない決まりだからそうなったと思いますが、これからも起きるかもしれないので、縛りの検討も必要ではないかと思ったのでお伺いしたわけですが、分かりました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 21 ページ、説明欄、ふるさと納税推進事業、ふるさと納税支援業務 172 万 4,000 円の内訳はどのようになっているのでしょうか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 堀 光一 ふるさと納税支援業務 172 万 4,000 円については、ふるさと納税支援業務の委託料ということで、先ほど副町長が申し上げた「ふるさとチョイス」の委託業務料でございます。業務内容については、ふるさと納税の申込受付・入金・顧客管理・返礼品の発送・返礼品の生産者との調整等で、寄附金額当たり 8%（税別）を委託料とするものでございます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君

平成 28 年第 2 回定例会

- 議員 宮下 裕美子 そうすると、全額が「ふるさとチョイス」に係わることであるということ、今の説明では寄附金額を「ふるさとチョイス」を通してきた金額に対して 8% 掛かるのか。「ふるさとチョイス」を通さないで別の方法でくるものもあると思うので、その扱いはどのようになっているのか。それから、先ほど、色々な業務をやっているということ、で、「ふるさとチョイス」を使えば基本的にふるさと納税に関することを町では何もしなくてもよいということなのか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 堀 光一 1 点目の「ふるさとチョイス」を通さない場合の納税ですが、これについては、当然ながら委託業務は発生しないので、先ほどの寄付金額当たり 8% (税別) は必要ありません。2 点目の「ふるさとチョイス」の支援業務ですが、支援業務を委託した場合、他の業務がないのかということですが、町の業務については、納税があった皆様にお礼状を全件発送する業務、領収書の発行・納税証明書の発行が必要な場合にはそれを発行する。返礼品を送付してからのいわゆる苦情又はお礼状等の対応について町が行うということでございます。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 「ふるさとチョイス」の他にも色々なネットのサイトがあると思いますが、その中でなぜ「ふるさとチョイス」を選んだのか。全体の中で「ふるさとチョイス」からのふるさと納税の割合ということ、ほとんどここからくるようになるのか、ある程度、どのように見込んでいるのか。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。 (午前 10 時 51 分休憩)
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前 10 時 52 分再開)

- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 堀 光一 「ふるさとチョイス」を選んだ理由ですが、サイトをご覧いただければ大体分かりますが、全国的にもかなりこのサイトを使われているということで、他にも色々なサイトがありますが、月形町の場合も「ふるさとチョイス」の実績等を勘案してこのサイトを選ばせていただいたところでございます。決して一つだけでやっているところではなくて、数社のサイトを利用している実態もあると思います。それから、割合ですが、ほとんど「ふるさとチョイス」のサイトからの寄附申込みということで、やや 98% ぐらいがふるさとチョイスからクレジット納付ということでございます。その他は現金で納付ということでございます。

平成 28 年第 2 回定例会

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 理解しました。15 ページ、ふるさと納税関連ですが、寄附金 1,800 万円あると見込んで予算計上しているわけですが、少し前に新聞でも報道になっていた大都市圏としてはふるさと納税で入ってくることもあるけれど、現実に出ていってしまっていることもあって、プラスマイナスがどのようになっているのか非常に重要であると思うのですが、月形町では 1,800 万円計上しているわけですが、出ていく分もある程度把握できていないと最低限プラスマイナスゼロにしなければいけない目標値もあると思うので、平成 28 年度分は分からないと思いますが、平成 27 年度分の収支がどのようになっているのか把握されているでしょうか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 堀 光一 平成 27 年度のふるさと納税で月形町に納税していただいた額が 109 万 5,000 円ですが、月形町の住民が町外にふるさと納税された件数が 10 件、それで控除があったものが 62 万 5,000 円ということで、平成 27 年度分については把握しております。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今年度については、とりあえずプラスを増やす方向でやって、マイナスも含めて、そこは金額的に把握できる状況になっているのでしょうか。それは、年度末の最終的なところではっきりするのか。仕組みが分かりづらいので、どの時点が出ていったことが把握できるのか。入るのは常時入ってくると思うので、収支はどの時点で分かるのか。
- 議長 堀 広一 総務課長
- 総務課長 堀 光一 月形町民が他に納税することについて規制する何物もないので、実績だけを把握することになります。実績の把握については、税金ですのでいわゆる確定申告時期等が過ぎた時点で実績を把握することが可能になるということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。もう一点、13 ページ、臨時福祉給付金についてですが、23 ページ、歳出に載っているわけですが、臨時福祉給付金給付事業規模に対して事務費が一般的なものより大きく、300 万円の支出に対して事務費 211 万円ぐらいになると思います。これはほとんど国からの補助で賄えているので問題がある、なしではなくて、この事業をするに当たって、これに対して専従の人をつけなければならない決まりがあってこのようになっているのでしょうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 国から特に示されているものはございません。

平成 28 年第 2 回定例会

これまでも臨時給付金事業を町でも行っていますので、実績に基づき事務費などについては計上させていただいております。10分の10の補助をいただけるということです。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 10分の10補助されるのでそれでいいのですが、この臨時給付金事業は2本立てになっていますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業は、23ページの低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金給付事業の事務費等は、臨時福祉給付金給付事業の事務の方が一緒に担当されているということですか。

○ 議長 堀 広一 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 年金生活者等支援臨時福祉給付金については、平成28年度給付金の対象者の内ということで、人数的にも上段の臨時福祉給付金が1,050名程度、下段の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金が100名程度ということで、1枚の申請書で申請することとなっていますので、事務費については上段の臨時福祉給付事業で時間外手当などの事務費を含んでおります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

○ 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午前11時00分休憩）

○ 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分再開）

◎ 日程6番 議案第32号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第28号 平成28年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成 28 年第 2 回定例会

- 議長 堀 広一 日程 6 番 議案第 3 2 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程 7 番 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第 3 2 号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正の主な要旨を申し上げますと、地方税法等の改正により国民健康保険税の課税限度額保険税軽減措置の見直し等がなされたため、法改正に合わせて条例を改正させていただくものです。改正内容については、事前に配付させていただいております議案第 3 2 号の説明資料に基づき、説明させていただきます。

別紙説明資料により説明する。

議案書 8 7 ページ、附則として、第 1 項は、施行日を定めたもので、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 項は、改正後の条例規定の適用区分と経過措置を規定させていただいております。

議案第 2 8 号 平成 2 8 年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

補足説明

2 歳入 1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税 1 目 一般被保険者国民健康保険税 7 6 万 2, 0 0 0 円の補正増について、1 節から 3 節の内容のとおりです。2 目 退職被保険者等国民健康保険税 6 9 万 3, 0 0 0 円の補正増について、1 節から 3 節の内容のとおりです。本年度については、昨年度より所得が増になったことにより保険税を補正増とするものです。1 0 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 6 5 万 8, 0 0 0 円の補正増について、1 節の内容のとおりです。平成 2 7 年度からの繰越財源補正です。前年度会計からの繰越金 2, 1 0 0 万円ほど発生するのではないかと見込んでいたところであり、今回の補正で 6 5 万 9, 0 0 0 円となったところですが、現段階で約 2, 0 0 0 万円留保しているということで、ご理解いただきたいと思っております。

3 歳出 1 0 款 諸支出金 1 項 諸費 2 目 過年度返納金 2 1 1 万 3, 0 0 0 円の補正増について、2 3 節の内容のとおりです。平成 2 7 年度の医療給付費等の精算にかかる返納金の補正増です。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

平成 28 年第 2 回定例会

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 32 号及び議案第 28 号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程 8 番 議案第 29 号 平成 28 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長 堀 広一 日程 8 番 議案第 29 号 平成 28 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長

- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

2 歳入です。2 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金 131 万 4,000 円の補正増について、1 節の内容のとおりです。一般会計からの繰入金による補正増です。

3 歳出です。1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 131 万 4,000 円の補正増について、1 1 節の内容のとおりです。月形終末処理場の汚泥供給ポンプ 1 台分の修繕料の補正増です。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 29 号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

平成 28 年第 2 回定例会

◎ 日程 9 番 議案第 30 号 平成 28 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○ 議長 堀 広一 日程 9 番 議案第 30 号 平成 28 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

3 歳出です。2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス等給付費 239 万円の補正増について、19 節の内容のとおりです。説明欄、地域密着型介護サービスは、月形町内に提供する事業者がありません。これまでサービス支給の実績がありませんでしたが、他市の住所地特例施設入居者が本年度から定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを新たに利用し町に請求があり今回初めて利用されたことが判明し、今後サービスの利用が見込まれることから給付費を補正増とするものです。なお、今回、利用者増加も見込まれるということで、2 名分を計上しております。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 83 ページ、説明欄、地域密着型介護サービス給付費ということで副町長から説明がありましたが、少し分かりにくいと言うか、他市の云々のところが聞き取れなかったのです。その部分と、それと今回これを利用すると訪問看護が利用可能になるということでしょうか。事業者そのものはどこから対応してくるのか、システムそのものが今まで利用がなかったということなので、どんな感じで利用できるのか、あるいは中身、仕組みを少し説明していただきたい。

○ 議長 堀 広一 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 先ほどの副町長の説明にもあったとおり、月形町にはこのサービスを提供している事業者がありませんので、この者については、札幌にサービス付高齢者住宅に入居されております。平成 27 年 4 月から住所地特例の対象者に対しても現在住んでいる市町村で規定している地域密着型介護サービスを利用できるよう制度改正されております。この者が利用されているサービスは、定期巡回随時対応型訪問介護看護ということで、日中夜間随時定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護がサービスとして利用できる仕組みになっています。費用については、本人が 1 割負

平成 28 年第 2 回定例会

担、9割を月形町介護保険で負担するかたちになります。月形町としては、国保連合会に支出する仕組みとなっております。

- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 そうすると、地域密着型介護サービス給付事業は、その施設に入居する前に月形町に住んでいた者が対象になって、札幌等で訪問看護や介護を受けたときにはこれが発生するという。今までいなかったけれどこの者がいるように他にも利用が増える可能性があるということで2名分を計上したということ。それから、この対象者は、基本的にはサービス付高齢者住宅等色々な施設に入る前に月形町民だった者全てが対象になると考えればいいわけですか。そのような理解でいいかどうか。
- 議長 堀 広一 保健福祉課長
- 保健福祉課長 平田 京子 利用に関するケアマネジメントは、通常住所地にある事業所が行うということなので、札幌市でケアマネジメントを行います。サービス付高齢者住宅については、住所地特例になる施設とならない施設があるということで、必ず対象になるかどうかは分からないということです。
- 議長 堀 広一 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 堀 広一 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
- お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第31号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議長 堀 広一 日程10番 議案第31号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

平成 28 年第 2 回定例会

補足説明

今回の改正の主な要旨を申し上げますと、現在、本町においては、町税条例第 21 条等で督促状を発した場合においては、督促状 1 通について 100 円の督促手数料を徴収する旨定めております。今回の条例改正は、コンビニエンスストアでの町税にかかる収納が開始されることにより納税者の不公平感・不合理性を勘案し、督促手数料 100 円を廃止するものです。改正の理由については、町税の収納方法については、平成 15 年 4 月 1 日地方自治法施行令の改正により、コンビニエンスストアにおいても収納ができる旨改正されたところであり、各自治体においても、コンビニエンスストアでの収納を推進しながら納税の利便や収納率向上に取り組んでおります。当町においても、納税環境の整備を図り納税者の利便性及び収納率の向上のため、先の議会で議決いただき、平成 28 年度からコンビニ収納を開始するものです。今までは、税金等が納入期限までに納入されないときは、納入期限後 20 日以内に督促状を発送の上、督促手数料 100 円を徴収することになっております。督促手数料が発生した場合には、町内金融機関及び役場出納室へ連絡し、納付書に督促手数料を加えて収入しております。しかし、コンビニ収納の場合は、振込取扱票に金額は印字されていますが、バーコードで読み取りを行うため加筆や修正ができません。そのため、新たに督促手数料を加えたバーコードを印字して送付を行う必要があります。現在は本税のみを収めた納税者には督促手数料 100 円を徴収するため 82 円の郵便切手を貼り金融機関から振り込みされた場合は、町がその手数料を支払うため 100 円の徴収に 100 円以上の支出そして新たな作業と事務費が発生している状況です。このような理由からコンビニ収納を実施している自治体では、督促手数料を廃止している所がほとんどであり、当町においてもこれらの不公平感・不合理性を勘案し、コンビニ収納実施にあたって関係条例を一部改正し、督促手数料を廃止するものです。なお、今回、税外の後期高齢者保険料・介護保険料等の関係条例についても、一体的に税関係に合わせて督促手数料を廃止させていただくものです。改正の内容として、第 1 条は、月形町税条例の一部改正ですが、督促手数料を規定している第 21 条は、地方税法改正等の際に条例が派出されることから、条例による改正誤りを防止するため、削除として条を残すものです。第 2 条は、月形町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正ですが、督促手数料を規定しております第 3 条を削除し、条の繰上げ等の改正を行うものです。第 3 条は、月形町後期高齢者医療に関する条例の一部改正ですが、保険料の督促手数料を規定しております第 6 条を削除し、条の繰上げ等の改正を行うものです。第 4 条は、月形町介護保険条例の一部改正ですが、保険料の督促手数料を規定しております第 7 条第 2 項を削除するものです。附則として、この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年第 2 回定例会

経過措置として、改正後の各条例の規定は、施行日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によるものとしております。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第 3 1 号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 堀 広一 暫時休憩いたします。（午前 1 1 時 3 5 分休憩）
- 議長 堀 広一 休憩前に引き続き会議を再開します。
（午後 1 時 3 0 分再開）

◎ 日程 1 1 番 議案第 3 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

- 議長 堀 広一 日程 1 1 番 議案第 3 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明

規約変更の主な要旨を申し上げますと、北空知学校給食組合が平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日をもって解散したことに伴い、規約の変更が必要となり、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものです。規約変更の内容については、別表第 1 の組合を組織する地方公共団体の欄、空知総合振興局の欄、「(3 4)」を「(3 3)」に変更し、解散した「北空知学校給食組合」を削るもので、別表第 2 の共同処理する事務第 9 項の共同処理する団体の欄の同じく「北空知学校給食組合」を削るものです。附則として、この規約は、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

平成 28 年第 2 回定例会

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたします。
お諮りいたします。議案第 33 号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程 12 番 議案第 34 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議長 堀 広一 日程 12 番 議案第 34 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
 - 議長 堀 広一 副町長
 - 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
規約変更の主な要旨を申し上げますと、先ほどの議案第 33 号と同様に「北空知学校給食組合」が平成 27 年 11 月 30 日をもって解散したことに伴っての変更と文言の変更等が必要となり、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものです。規約変更の内容については、第 1 条、第 2 条及び第 5 条については、記載のとおり文言の変更で、別表については、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名ということで、一つの表になっていた表を市町村と一部事務組合及び広域連合の 2 つの表に改め、更に表中から解散した「北空知学校給食組合」を削るものです。附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。
 - 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 堀 広一 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結いたし

平成 28 年第 2 回定例会

ます。

お諮りいたします。議案第 34 号は、原案のとおり可決することにした
と思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

◎ 日程 13 番 同意案第 1 号 固定資産評価員の選任について

- 議長 堀 広一 日程 13 番 同意案第 1 号 固定資産評価員の選任に
ついてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

これにつきましては、本年 4 月 1 日の人事異動により住民課長が移動にな
ったため、後任の住民課長を固定資産評価員として議会の同意を求めるもの
でございます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたし
ます。

お諮りいたします。同意案第 1 号は、この際討論を省略し、原案のとおり同
意することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」
の声あり）

- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり
同意することに決定いたしました。

◎ 日程 14 番 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について

- 議長 堀 広一 日程 14 番 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 堀 広一 町長
- 町長 櫻庭 誠二 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて、次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいから、人
権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定によって、
議会の意見を求めるものです。

平成 28 年第 2 回定例会

記として住所、樺戸郡月形町字南耕地 3 1 6 番地 1 0、氏名、本間信子氏、昭和 2 3 年 1 2 月 1 6 日生まれ、本日の提出です。現在、人権擁護委員は、3 名おりますが、そのうち、本年 9 月 3 0 日をもって本間信子氏が任期満了となることから、同氏を人権擁護委員として法務大臣へ推薦するため、議会の意見を求めるものです。なお、本間氏の任期は本来、本年 6 月 3 0 日までとなっておりますが、法務局からの通知により人権擁護委員の委嘱発令は、これまで年 4 回 1 月・4 月・7 月・1 0 月各月の 1 日付けとして実施していましたが、平成 2 7 年 4 月 1 日からは、年 2 回 4 月・1 0 月の各月の 1 日付けに変更するというので、本年 6 月 3 0 日で任期切れとなる本間氏の任期は、自動的に 9 月 3 0 日まで任期が延びることになったものであります。本間氏につきましては、3 期目となり、任期は 3 箇年で、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 9 月 3 0 日までとなります。また、委嘱予定日の 3 箇月前までに法務局に提出が必要であるということで、今回の提案とさせていただいたところでありますので、宜しくお願い申し上げます。

- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
お諮りいたします。諮問第 1 号は、この際討論を省略し、適任としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって諮問第 1 号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

◎ 日程 1 5 番 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 7 年度月形町一般会計）

- 議長 堀 広一 日程 1 5 番 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 2 7 年度月形町一般会計）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 堀 広一 副町長
- 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。
- 議長 堀 広一 以上で報告第 1 号は、報告済みといたします。

平成 28 年第 2 回定例会

◎ 日程 16 番 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

○ 議長 堀 広一 日程 16 番 報告第 2 号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 堀 広一 副町長

○ 副町長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

○ 議長 堀 広一 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結いたします。

○ 議長 堀 広一 以上で報告第 2 号は、報告済みといたします。

◎ 日程 17 番 会議案第 2 号 議員派遣について

○ 議長 堀 広一 日程 17 番 会議案第 2 号 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、会議規則第 129 条の規定により、お手元に配布のとおり決定したいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

○ 議長 堀 広一 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長 堀 広一 以上で本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これを持ちまして平成 28 年第 2 回月形町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1 時 50 分閉会）